

大分県報

平成三十年
号外 (四八)
三月三十一日

(土曜日)

目次

条 例

大分県税条例の一部改正.....

○条 例

大分県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十八号

大分県税条例の一部を改正する条例

大分県税条例(昭和二十五年大分県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「当該」を「同表の」に改める。

第三十四条第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「第五十三条第三十八項又は第三十九項」を「第五十三条第四十項又は第四十一項」に改める。

第三十五条第一項中「によつて」を「により」に改め、同項第二号中「ガス供給業」の下

に「(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のものうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。))以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。))」を加える。

第三十六条の九第一項中「においては」を「には」に、「この項及び次項」を「この条」

に、「一戸について」を「一戸」に、「について」を「に」に改め、同項第三号中「に係る」を「の用に供する」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に、「既存住宅をいう。第三十六条の十二の二第一項」を「既存住宅をいう。次項」に、「ものをい

う。第三十六条の十二の二第一項」を「ものをいう。次項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「においては」を「には」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅(既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条から第三十六条の十二の二までにおいて同じ。))一戸についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が二百を超える場合には、二百とする。))を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

一 土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得した場合(当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第三十六条の十二の二第一項の規定に該当する場合に限る。)

二 土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年の期間内に当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を取得していた場合(当該耐震基準不適合既存住宅の取得が第三十六条の十二の二第一項の規定に該当する場合に限る。)

第三十六条の十第一項中「又は第二項第一号」を「第二項第一号又は第三項」に改め、「二年以内」の下に「、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得(当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第三十六条の十二の二第一項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。))にあつては当該土地の取得の日から六月以内」を加え、同条第三項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第三十六条の十一中「によつて」を「により」に、「若しくは第二項第一号」を「第二項第一号若しくは第三項」に改める。

第三十六条の十二第一項中「又は第二項第一号」を「第二項第一号又は第三項」に改める。

第三十六条の十二の二第一項中「(既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。))」を削り、「規則」を「施行規則」に改める。

附則第二十条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「同項第一号」を「同項」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「同号」を「第三十六条の九第一項第一号」に、「土地の取得の

日」を「同日」に、「当該取得の日から三年以内と同項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として」を「同号に規定する」に改める。

附則第二十条の二第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に、「若しくは第四項」を「、第四項若しくは第六項」に改める。

附則第二十条の二第二項から第八項までの規定中「第十二項まで」を「第十三項まで」に改める。

附則第二十条の三中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第二十条の三の二第九項中「装置（以下この項から第十一項まで）を「装置（以下この項から第十二項まで）」に、「並びに衝突」を「衝突」に改め、「衝突被害軽減制動制御装置」という。）の下に「又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか二以上」を加え、「第三号」を「第四号」に改め、同項第三号中「及び同条」を「同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「附則第四条の六の二第二項」を「附則第四条の六の二第三項」に、「第十一項」を「第十三項」に、「及び同条」を「同条」に、「のいずれにも」を「又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「乗用車（施行規則附則第四条の六の二第八項に規定するものに限る。）又はバス（施行規則附則第四条の六の二第九項に規定するものに限る。）（第十一項及び第十二項において「バス等」という。）」を「バス等」に、「車両安定性制御装置に係る保安上又は」を「車両安定性制御装置に係る保安上若しくは」に、「附則第四条の六の二第十項」を「附則第四条の六の二第十二項」に、「第十一項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」を「第十二項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」に、「及び同法第四十一条」を「同法第四十一条」に、「保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の六の二第十一項に規定するもの（以下この項から第十一項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも」を「保安基準又は同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか二以上に」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 車両総重量が五トン以下の乗用車（施行規則附則第四条の六の二第八項に規定するものに限る。）又はバス（施行規則附則第四条の六の二第九項に規定するものに限る。）（以下この条において「バス等」という。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十六年二月十三日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の六の二第十項に規定するもの（以下この項から第十二項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び同法第四十一条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の六の二第十一項に規定するもの（以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

附則第二十条の三の二第十項を次のように改める。

10 車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するものうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第四条の六の二第十四項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第四十一条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第二十条の三の二第十三項中「附則第四条の六の二第十七項」を「附則第四条の六の二第十八項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「車両総重量が十二トンを超えるバス等」を「バス等及び車両総重量が三・五トンを超え二十二トン以下のトラック」に、「車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の六の二第十五項に規定するもの」を「車線逸脱警報装置に係る保安基準」に、「附則第四条の六の二第十六項」を「附則第四条の六の二第十七項」に改め、「平成三十一年三月三十一日」の下に「（車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十一

項中「附則第四条の六の二第十四項」を「附則第四条の六の二第十六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11 車両総重量が二十トンを超え二十二トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制御装置を備えるもの（施行規則附則第四条の六の二第十五項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第四十一条第一項の規定の適用については、当該取得が平成三十年十月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第二十二條の五第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(法人の事業税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の大分県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

4 新条例附則第二十二條の三の二第九項から第十一項まで及び第十三項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。